

[居宅介護支援重要事項説明書]

(年 月 日 現在)

1. 当事業所が提供するサービスの窓口

電話 03-3803-5154 (午前9時～午後5時30分まで)

FAX 03-3806-6808

担当者 田村 智子

2. 関川病院居宅介護支援事業所の概要

事業所名	関川病院居宅介護支援事業所
所在地	東京都荒川区西日暮里1-4-1
介護保険指定番号	1371800689
サービス提供地域 ※	荒川区
職員数	管理者1名<兼務> 主任介護支援専門員1名以上 介護支援専門員1名以上
営業時間	営業日 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時30分
	休業日 土曜・日曜・祝日 及び12月30日～1月3日

※ 上記の地域以外の方でも、ご希望の方はご相談ください。

3. 居宅介護支援の申し込み

1) 申し込先 電話、来所、文書いずれの方法でも可能です。

※ 相談・申し込みにあたっての留意点

① 要介護認定を受けているかどうかをご確認ください。

② 要介護認定の結果、要介護1から要介護5までの範囲に含まれているか確認してください。

2) 相談、申し込みに必要な書類

① 介護保険証をご用意ください。(もし区から届いていない場合は、介護認定結果の通知をご用意ください。)

4. サービス提供までの流れと主な内容

① 居宅サービス計画の作成

- ・居宅サービスの申し出があった場合、ご自宅に伺い、居宅サービス計画作成に関する説明とその計画作成にとって必要な、心身の状況などについて伺います。
- ・利用者自身がサービスを選択することを基本とし、居宅地域内の指定サービス事業者名簿やサービス内容及び利用料について情報提供します。
- ・ケアマネジメントの公正中立を確保する観点から、前6ヶ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合と、各サービスの同一事業者によって提供されたものの割合を提示し説明します。そして、介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介をもとめること、居宅サービス計画案に位置付けた指定居宅サービス事業者などの選定理由の説明を求めることができます。
- ・在宅介護にかかわる問題やその解決のための方針や目標、その解決のための指定サービスの内容などについて計画書を作成します。
- ・居宅サービス計画書を作成した際は、居宅サービス計画書を主治の医師に交付します。
- ・必要な場合は医師の診断の時に同席させていただきます。

② 居宅サービス事業者との連絡・調整

- ・居宅サービス原案に沿って、要望のあった指定サービス事業者とのサービス担当者会議を行います。
- ・指定サービス事業者との打ち合わせを経て、最終的に利用者並びに家族の確認のうえ居宅サービス計画を完成し利用者又は家族より文書による同意を受けて交付します。

③ 経過観察、評価、見直し

- ・少なくとも月1回、利用者宅を訪問し面談してモニタリングを実施し必要に応じて居宅サービス計画の変更などを行います。

居宅支援の内容	提供方法
① 居宅サービス計画の作成	<ul style="list-style-type: none">・課題の把握、利用者及び家族の意向、専門家の意見などによる原案作成・利用者の同意・居宅サービス計画書の交付
② 居宅サービス事業者との連絡、調整	<ul style="list-style-type: none">・利用者の同意を得た上、サービス担当者会議を行う状況に応じて「医療、介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」「医療情報システムの安全管理に関するガイダンス」等を遵守しながら、ご利用者及び家族の同意を得たうえで、テレビ電話装置などを活用する場合があります

③経過観察、評価、見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・1ヶ月に1度、利用宅を訪問して、モニタリングを行い、状況を把握する ・必要に応じて居宅サービス計画の変更
④給付管理	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月、給付管理票を作成する
⑤要介護（支援）認定の協力、援助	<ul style="list-style-type: none"> ・更新、区分変更の申請に協力（または代行）する
⑥介護保険施設の紹介	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて紹介する
⑧お客様からの相談の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者が責任対応する

5. 医療との連携について

- ・ 利用者が病院又は診療所に入院する場合には、利用者の居宅における日常生活の能力や利用していた指定居宅サービス等の情報を入院先へ情報提供することで利用者の退院後の円滑な在宅生活への意向を支援します。
- ・ 指定居宅介護支援事業所と入院先医療機関との早期からの連携を促進する観点から利用者が入院する必要がある場合には担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を入院先医療機関へ伝えることを依頼します。
- ・ 指定居宅サービス事業者から利用者に係る情報の提供を受けた際、その他、必要と認めるときは利用者の口腔に関する問題、薬剤状況その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師、歯科医師又は薬剤師に提供します。
- ・ 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）の意見を求めます。その場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付します。

6. 利用料金

1) 利用料（居宅サービス計画等）

- ・ 要介護の方は介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。
- ・ 料金は別紙のとおりです。

2) 保険料滞納等の場合

- ・ 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなる場合があります。その場合は、1ヶ月分の料金を一旦立て替えていただきます。

そのうえで、サービス提供証明書を発行致します。サービス提供証明書を後日、荒川区介護保険保険料の取り扱い窓口に提出しますと、その全額が払い戻されます。

3) 交通費

- ・ 前記2項のサービス提供地域に訪問する場合は無料です。それ以外に訪問する場合は、介護支援専門員が訪問するための交通費の実費が必要です。

4) 解約料

- ・利用者はいつでも契約を解約することができ、料金は一切かかりません。

7. 支援終了

1) 利用者の都合でサービスを終了する場合、申出があればいつでも解約できます。

2) 当事業者の都合でサービスを終了する場合

- ・人員不足などのやむをえない事情により、支援を終了させていただく場合があります。その場合は、終了1ヶ月前までに文章で通知すると共に、利用者の近くの居宅支援事業所を紹介します。

3) 利用者並びに家族などが当事業者・介護支援専門員に対して、本契約を継続しがたい程の背信行為を行った場合は、文章で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

例) 職員への暴力・暴言、ハラスメント行為、プライバシー侵害など

4) 以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・給付管理が長期にわたり発生しなかった場合
- ・利用者の要介護認定区分が予防及び自立と認定された場合
(相談は、当居宅介護支援事業所で承ります)
- ・利用者がお亡くなりになった場合

8. 当事業所の居宅介護支援の特徴等

事業の目的	高齢者に対して、適正な指定居宅介護支援を提供する。
運営の方針	① 利用者の立場にたって援助を行う。 ② 中立公正な立場でサービスを調整する。 ③ 関係区市町村と連携を図る。

9. 高齢者虐待防止の推進について

ご利用者様の人権の擁護、虐待の防止などの観点から、虐待の発生、再発を防止するため委員会の開催、指針の整備、新規採用時及び定期的（年1回以上）な研修の実施、虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を定めています。なお、サービス提供事業者職員または、擁護者（利用者の家族など高齢者を現に擁護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市区町村に通報するものとします。

担当者：堀江 明美

10. ハラスメント対策の強化

ハラスメントは介護職員への影響だけでなく、ご利用者様自身の継続的で円滑な介護サービス利用の支障にもなり得るため、次の各号に該当する行為が確認できた場合には、ご利用者様またはそのご家族と協議し、双方合意した上で契約を解除させていただきます。

- ① 身体的な力を使って危害を及ぼす行為（職員が回避し危害を免れたケースを含む）

- ② 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
- ③ 意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求など、性的な嫌がらせ行為

1 1. 感染症対策の強化

事業所では、委員会の定期的（概ね 6 か月に 1 回以上）な開催、平常時の対策及び発生時の対応を規定した「感染症の予防及び蔓延防止のための指針」の整備、新規採用時及び定期的（年 1 回以上）な研修や訓練（シミュレーション）を実施し、感染症の発生及び蔓延などに関する取り組みを徹底しています。

1 2. 業務継続に向けた取り組みの強化

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できるように、業務継続に向けた計画を策定し、新規採用時及び定期的（年 1 回以上）に研修や訓練（シミュレーション）を実施しています。

1 3. 第三者評価の実施状況

現時点で事業所は第三者評価を受けていません。

1 4. サービスについての相談、要望、苦情等の窓口

居宅サービス計画や指定居宅サービスについての相談、要望、苦情は下記窓口でお受けします。

(1) 苦情受付

<管理者> 田村 智子

電話 03-3803-5154（直通）（受付時間 月～金曜日 9：00～17：30）

(2) 行政機関その他苦情受付機関

荒川区福祉部介護保険課

電話 03-3802-3111（受付時間 8：30～17：15）

東京都国民健康保険団体連合会

相談窓口 介護保険部 相談指導課 相談窓口担当

電話 03-6238-0177（受付時間 9：00～17：00）

1 5. 事故発生時の対応

事業者は介護支援の提供に伴って事業者の責に帰すべき事由により利用者の生命、身体、財産に関する事故が発生した場合、関係者及び関係機関にすみやかに連絡し、誠意ある事故対応をいたします。また、対策を検討し再発防止に努めます。

1 6. 賠償責任

事業者は、サービスに伴って、事業者の責に帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、その損害を賠償します。

17. 緊急時対応

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにあったよう、主治医、救急隊、親族等へ連絡致します。

家族・連絡先	医療機関・連絡先

18. 秘密の保持

事業所の介護支援専門員は、居宅介護支援で知り得た契約者及びご家族に関する秘密は、正当な理由なく第三者に漏らすことはありません。契約終了後についても秘密は保持し、居宅サービス担当者会議や他事業者との調整において、情報提供の際は下記、情報提供同意書にて同意を得ます。

19. 個人情報保護

事業所は、別紙個人情報保護法に基づき契約者及びご家族の個人情報保護に努めます。

契約書、重要事項説明書については、事業所及び利用者がそれぞれ1通づつ保管する事とします。

年 月 日

居宅介護支援事業者支援の提供開始にあたり、契約者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者 関川病院居宅介護支援事業所
所在地 荒川区西日暮里1-4-1
名称 医療法人社団 関川会
代表者 理事長 松岡 博昭

説明者
介護支援専門員

氏名 田村 智子 (印)

私は、契約書及び本書面により事業者から居宅介護支援について重要事項の説明を受け、同意します。

利用者氏名 (印)

ご家族氏名 (印)

【指定介護支援】 重要事項説明書

関川病院居宅介護支援事業所